川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定 について

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例 第1条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例(令和元年川崎市条例第1 2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川崎市中原区保育・子育て総 合支援センター 川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1 号

第3条第4号中「関すること」の次に「(川崎市中原区保育・子育て総合 支援センターを除く。)」を加える。

第2条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「(川崎市中原区保育・子育て総合支援センターを除く。)」 を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように 改正する。

第2条の表中

Γ

川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号

を

Γ

川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,	155番地
-----------	-------------	-------

に改める。

参考資料

制定要旨

中原区保育・子育て総合支援センターを新設するため、この条例を制定する ものである。